

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1-1 墓地基本計画策定の背景と目的

### (1)国・県の動向

国は昭和23年（1948年）に、墓地、埋葬等が国民の宗教的感情、公衆衛生等の公共の福祉の観点から支障なく行われることを目的として「墓地、埋葬等に関する法律」（以下、墓地埋葬法と言う。）を制定しました。

墓地経営（墓地等を設置し、管理及び運営することを言います。）について、墓地埋葬法では、地方公共団体や宗教法人及び公益法人が主体となって行なうものとされ、原則として個人による経営（個人墓地：自己所有の土地を利用し、自己または、親族のための墓地のみを設置した区域）は認められていません。これは、個人墓地が無秩序に各所に散在する事態は極力避けるべきであるとの考え方によります。個人墓地は、例外的に山間へき地等で既存墓地を利用できない場合に認めることを想定しています。

しかし、沖縄県では、伝統的な門中墓や家族墓に見られるように、復帰前においては個人で墓地を所有することが根強く一般的な慣習となっていたため、復帰後もこれまでの慣習に配慮して個人墓地を容認してきました。このことが、無許可墓地や個人墓地の増加・散在化を招いていると考えられます。

その結果、今日の墓地の管理不十分による雑草の繁茂、ごみの不法投棄、車の迷惑駐車等の生活環境問題、墓地と住宅地の混在による住環境イメージの低下、景観の悪化、適正な土地利用への支障等が生じています。

沖縄県は、平成12年3月に望ましい墓地のあり方、市町村の公営墓地の整備に取り組む方向性を示した「沖縄県墓地公園整備基本指針」を策定しました。また、県は地域の実情に即した墓地行政を推進するため、墓地等の経営許可事務を県から市町村へ権限移譲する方針を示しています。

### (2)本市の動向

本市では、平成21年度に「宜野湾市墓地実態調査」を行い、墓地の管理状況、墳墓の形態、立地場所の状況等の墓地実態を把握しています。同時に市民に対し、市民の墓地埋葬に関する意向を把握するため、「墓地・埋葬に関するアンケート調査」を実施しています。

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次一括法）の成立に伴い、平成24年4月より、墓地等の経営許可事務について県より本市へ権限移譲されています。

---

### (3)本市における墓地基本計画の必要性

「宜野湾市墓地実態調査」、県からの墓地等経営許可事務権限の移譲を踏まえ、本市の今後の墓地の適正管理のあり方、多様化する墓地・埋葬への対応、墓地の規制・誘導、墓地の整備のあり方等に対応するための総合的な墓地対策指針となる計画の策定が必要です。

## 1-2 墓地基本計画対象区域

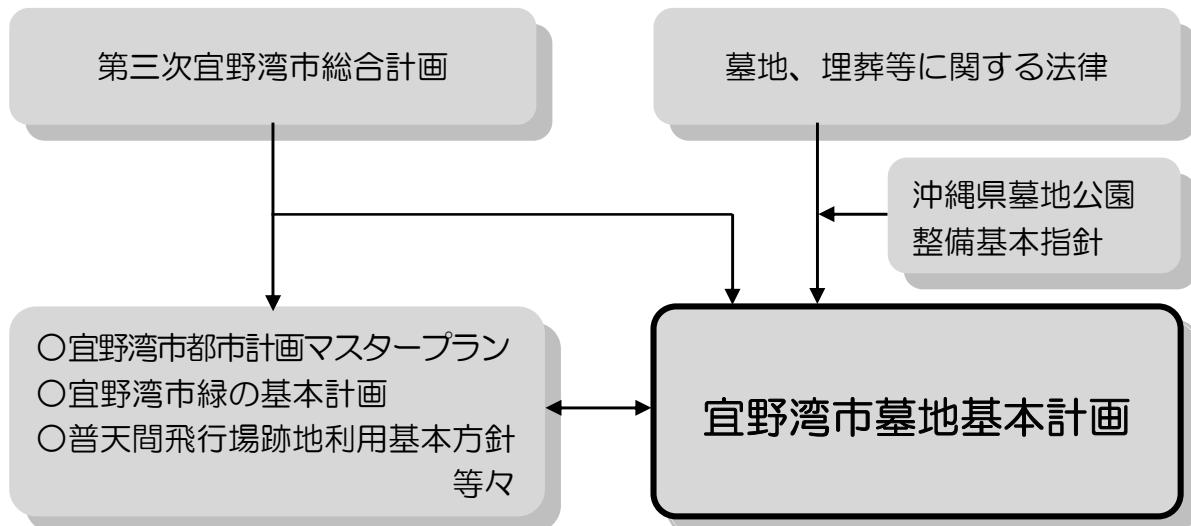
本市全域を計画対象区域とします。

## 1-3 計画対象期間

平成25年度からの概ね10年間を計画対象期間とします。

## 1-4 計画の位置づけ

本計画は、墓地埋葬法や、上位計画である「第三次宜野湾市総合計画」に即すると共に、「宜野湾市都市計画マスタープラン」等の関連計画との整合を図りながら、今後の墓地施策のあり方を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置付けます。

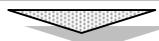


## 1-5 基本計画の構成

本基本計画の構成は、概ね以下の通りです。

### 第1章 計画の基本的な考え方

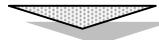
計画策定の趣旨、計画の位置付け、計画対象区域、計画期間、計画策定体制等、計画の基本的事項よりなります。



### 第2章 本市の墓地を取り巻く現況と課題

墓地立地の背景となる地域概況、墓地の実態や計画及び規制等に関わる事項としての墓地の立地状況、土地利用規制、上位・関連計画、墓地に係る法令及び行政の状況等の現況を明らかにします。また、将来の墓地需要についても推計します。

これらの墓地を取り巻く状況を踏まえ、基本計画策定に向けた計画課題を示します。



### 第3章 墓地基本計画がめざすもの

墓地の整備と管理に向けた墓地の将来像、基本目標、施策の方向、施策の体系等、計画の基本的な考え方を示します。



### 第4章 墓地に係る取組施策と内容

計画の基本的な考え方に基づき、施策の具体的な展開に向けた計画内容を示します。



### 第5章 地区別墓地整備の方針

計画対象区域を都市計画マスターplanに合わせて5地区に分け、その地区ごとに現況と課題を把握し、取り組むべき計画内容を示します。



### 第6章 計画の推進体制

計画の実行に向けて、市民、事業者、行政等の各主体の役割と計画の進捗管理の方法等、計画の推進体制について示します。